

令和 5 年 1 月 2 5 日

執行部会議

宮城県遊技業協同組合

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

執行部会議次第

令和5年1月25日（水）11:00～

パレスへいあん 6階日の季

第1 開会

第2 議題

1 報告事項

- (1) 全日遊連「全国理事会」（1月20日）の開催結果について (資料1)
- (2) 寄付金贈呈式・新春経営者研修会の概要について (資料2)
- (3) 今後の行事予定について (資料3)

2 全日遊連全国理事会（1月20日開催）における警察庁保安課長講話 (資料4)

※ 資料1から4は、理事会資料に綴られております。

3 その他

- (1) 新台入替時の部分開店に関する警察本部との協議について（経過報告）（参考1）
- (2) 令和5年度組合賦課金について (参考2)
- (3) 登録事務手数料の見直しについて (参考3)

※ 参考1から3の資料は、執行部会議のみ配布し、理事会においては口頭説明となります。

第3 閉会

新台入替時の部分開店に関する警察本部との協議について（経過報告）

令和5年1月25日
執行部会議資料

1 これまでの経過

本県においては、新台入替時のホール開店時間については、変更承認通知書の交付を受けるまでは開店できない旨の行政当局の指導があるものの、東北各県では、本県を除き全ての県で検査対象遊技機を除き、他の遊技機による営業（部分開店）が認められている。このことから、本県においても部分開店の容認に向けて、令和4年5月11日付けで宮城県警察本部生活安全企画課あて文書により申し入れていたものである。

なお、「風営適正化法令におけるパチンコ営業運用上のQ&A」（余暇進発行）によると、「検査時に閉店しなければならないとする規定はないので、県警との申し合わせにより解決すべき」との見解である。

2 今回の説明内容

本件については、令和5年1月13日（金）宮城県警察本部生活安全企画課の担当補佐が組合に来訪し、現時点での検討内容に関し説明を受けた。

(1) 結論

部分開店については、現状として解決すべき課題を有しているが、容認する方向で検討している。

(2) 課題とされる事項（4点）

- ① 最近の遊技台は、役物などによって筐体が大型化しており、営業中の検査を想定すると、検査台数にもよるが、検査の支障にならないように隣接又は対面の遊技機を休ませるような措置を講じていただく必要がある。
また、感染防止用の仕切板も検査の支障に生る場合があるので、その場合は同様の措置をお願いすることとなる。
- ② 新台検査のほか認定を受ける場合も、検査の支障にならないよう開店時から台を休ませてもらう必要がある。
- ③ 同一日に複数の検査が重なった場合、承認通知書の交付時間に公平性が確保できるように配慮する必要がある。
- ④ ホール内は感染対策を講じクラスターも発生していないことは承知しているが、遊技客がいる中での検査実施には、感染への懸念は払拭できない。

(3) 課題に対する対応

- ① 部分開店中において検査にスペース的な支障がある場合は、周辺の遊技台を休ませる措置はやむを得ない。（検査前にホールと所轄署において調整する。）
- ② 認定機については、検査当日の開店時から台を休ませる。
- ③ 承認通知書を交付する時間は、公平性確保の観点から、あらかじめ申し合わせなどにより統一性を図る。
- ④ 検査に際しては、これまでどおり業界ガイドライン等感染対策を徹底するとともに、検査する側に対しても基本的感染対策をお願いする。

3 今後の予定

部分開店の実施時期については、明言できない。今後、部分開店を一斉にスタートすることとなると、斉一性を期すため、県下警察署への説明が必要となる。また、今後、県警の人事異動が控えていることから、実質的には新体制後の令和5年4月以降となる。

令和5年度組合賦課金について

令和5年1月25日
執行部会議資料

1 提案理由

(1) これまでの経過

組合賦課金の額は、平成29年度通常総会において、地区によるばらつきの解消、組合所有資産の土地評価損（約1億5千万円）の捻出等を理由に、設置台数1台当たり月額70円に決議され現在に至っている。また、組合出資金の均一化を図るため、一企業当たり一律500口（50万円）とする出資金規約を改正するとともに、過徴収分は段階的に返還することが決議され、剰余金から計画的に返還してきた。

その後、令和3年10月22日を期日とする臨時総会において、組合保有固定資産（土地・建物）の売却による出資金の返還が承認され、令和4年1月26日まで売却、同年2月10日までに過徴収出資金の返還が完了した。

令和4年度通常総会においては、組合賦課金の額は現状を維持することとし、以後、遊技業界を取り巻く状況を見据えつつ、慎重に判断することとされた。

(2) 令和4年度における賦課金と一般管理費の決算見込額の試算

ア 令和4年12月末時点の「差等賦課金」は 4,487万3,710円

年度末には、5,329万0,090円（計算上、減免措置を考慮しない。）

※ 年度末脱退を予告しているホールの減台数を勘案し、概ね6万3,440台分の設置台数分に相当（突然の廃業・脱退を除く。）

イ 令和4年12月末時点の「一般管理費」は 3,541万2,113円

年度末には、4,300万円前後を見込む

(3) 賦課金見直しの検討

以上の状況を勘案の上、設置台数6万2,000台で令和5年度賦課金の額を試算した。

ア 台当たり月額65円の場合 年間の賦課金合計 4,836万円

イ 台当たり月額60円の場合 年間の賦課金合計 4,464万円

結論：組合運営上、年間の管理費用は約4,300万円程度を要することから、収支バランスを考慮し、令和5年度は、台当たり月額65円（前年度比－5円）で設定したい。

2 議決事項（案）

決算見込額を精査の上、次回3月28日の理事会において審議する。

通常総会提出議案とする。

登録事務手数料の見直しについて

令和5年1月25日
執行部会議資料

1 これまでの経過

登録事務手数料については、組合の事業活動及び社会貢献活動等に運用することを目的に、平成２９年度通常総会において「登録事務手数料に関する規約」が可決承認され、

- 新規加入事業者が出店する場合 一律 100 万円（法人ごと）
- 既組合員が事業拡張のために出店する場合 一律 50 万円（店舗ごと）

の手数料を新たに徴収することとされた。

2 見直しの目的と内容

(1) 目的

近年、経営上の理由や企業経営方針等により組合からの脱退や出店時から組合に加入しないなど、非組合員のホールが増加している。組合としては組合活動が相互扶助を目的に共同事業を促進し、業界の発展に繋げていくという考えから、組合からの脱退を可能な限り減らし、脱退した法人の再加入や事業拡張のための出店時の加入を促すために、登録事務手数料の負担軽減を検討するもの。

(2) 見直しの内容（案）

ア 新規加入事業者が出店する場合（法人ごと）

一律100万円 → 変更なし

イ 組合を脱退した事業者が再加入する場合（法人ごと）

一律100万円 → 一律50万円

理由：過去に組合に加入し、組合事業に参加している実態等を考慮し、再加入は新規加入の2分の1として負担の軽減を図るもの。

ウ 既組合員が事業拡張のために出店する場合（店舗ごと）

一律 50万円 → 店舗ごとの台当たり1,000円(上限50万円)

理由：事業拡張に当たり店舗一律５０万円としていたところ、遊技機台数に応じた手数料（台当たり１，０００円）として負担の軽減を図るもの。
ただし、その上限を５０万円とする。

3 議決事項（案）

「登録事務手数料に関する規約」を一部改正する。

次回 3 月 2 8 日の理事会において審議する。

通常総会提出議案とする。